

3食生第224号
令和3年(2021年)8月12日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」及び「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について」の一部改正について（通知）

このことについて、令和3年8月5日付け生食発0805第1号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

これは、添加物用の器具・容器包装は、食品衛生法第18条第3項、第52条第2項及び第53条の対象（ポジティブリスト制度の対象）となる器具・容器包装には含まないことを示したものです。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者への周知等について御配慮願います。

健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係 (課長) 吉田 徹也 (担当) 小池 允雅 電 話 026-235-7155(直通) F A X 026-232-7288 E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp
--